

2025 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名	シ ン バ イ オ 製 薬 株 式 会 社
代 表 者 名	代表取締役社長兼 CEO 吉 田 文 紀 (コード番号：4582)
問 合 せ 先	常務執行役員兼 CFO 福 島 隆 章 (TEL. 03-5472-1125)

第 65 回～67 回新株予約権の発行に伴う第 58 回新株予約権の取扱いについて

2025 年 7 月 22 日付の当社取締役会において決議いたしました EVO FUND を割当先とする第 65 回新株予約権、第 66 回新株予約権及び第 67 回新株予約権（以下「新規発行新株予約権」といいます。）の発行に伴い、従前発行しておりました第 58 回新株予約権（以下「第 58 回新株予約権」といいます。）の行使価額が、第 58 回新株予約権の発行要項第 10 項第（１）号及び同項第（２）号③の規定に従い、新規発行新株予約権の行使価額の修正に連動して調整されることになった結果、第 58 回新株予約権が東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 410 条に定義される「MSCB 等」とみなされることになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、新規発行新株予約権の発行の詳細につきましては、2025 年 7 月 22 日付で公表いたしました「第三者割当による第 65 回乃至第 67 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行並びに第 1 回無担保普通社債及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー）の締結に関するお知らせ」を、第 58 回新株予約権の発行の詳細につきましては、2022 年 5 月 16 日付で公表いたしました「第三者割当による新株式及び第 58 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 経緯等

第 58 回新株予約権の発行要項においては、当社普通株式の株価に連動して行使価額が修正される価格修正条項は付されていませんでしたが、他方で、価格調整条項として、第 58 回新株予約権の発行後に、第 58 回新株予約権の行使価額を下回る価格で当社普通株式が交付されたり、かかる価格での当社普通株式の交付を請求できる証券を発行したりする場合には、行使価額は当該価格と同額に調整される旨の規定が定められております（いわゆるフルラチェット方式による価格調整条項。第 58 回新株予約権の発行要項第 10 項第（１）号及び同項第（２）号③。）。

そして、当該価格調整条項には、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権が発行され、その新株予約権の行使価額が、第 58 回新株予約権の行使価額（現在の行使価額は 157.5 円）を下回る水準に下方修正された場合には、第 58 回新株予約権の行使価額も同様に下方のみに調整される規定が含まれております（かかる第 58 回新株予約権の価格調整条項に基づいて、行使価額が上方に調整されることはありません。また、同価格調整条項には、下限行使価額が定められていないため、第 58 回新株予約権の発行に関する取締役会決議日の前日の終値（682 円）の 50%を下回る金額に行使価額が調整される可能性があります。）。なお、かかる価格調整条項は、割当先である CVI Investments, Inc. との協議の結果として規定せざるを得なかったものではありませんが、かかる価格調整条項には行使価額の下方向への調整による資金調達額の減少というデメリットだけでなく、同調整による行使の促進というメリットもあると考えております。

当社が 2025 年 7 月 22 日付の当社取締役会において発行を決議しました新規発行新株予約権はいずれも、その発行要項に従い、2 取引日ごとに行使価額が修正されます。

かかる新規発行新株予約権の行使価額修正条項と、上述した第 58 回新株予約権の調整条項をあわせて考えますと、新規発行新株予約権の行使価額が修正され、かかる修正後の行使価額が第 58 回新株予約権の行使価額を下回った場合には、第 58 回新株予約権の行使価額も調整されることになるため、かかる状況を総合的に勘案して、第 58 回新株予約権も「MSCB 等」とみなされることとなりました。

なお、今後、当社が、第 58 回新株予約権の残存期間中に、新規発行新株予約権に加えて他の MSCB 等を発行した場合においては、第 58 回新株予約権の行使価額は、常に、最も金額の低い MSCB 等の行使価額と同額になるように調整されることになります。

2. 第 58 回新株予約権の行使状況の管理及び報告

第 58 回新株予約権が MSCB 等とみなされることに伴い、その行使価額及び行使状況については、大量行使の報告に加え、月次で新規発行新株予約権の行使価額及び行使状況の報告とあわせて開示してまいります。

3. 有価証券上場規程に基づく MSCB 等の行使制限上の措置

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に新株予約権保有者が第 58 回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、他の MSCB 等の転換等により交付される株式数とあわせて、新規発行新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当社は制限超過行使を行わせないこととして対応してまいります。

以 上